

・業務運営評価に関する事項

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 組織運営の効率化

(中期目標)

主管支所及び支所ごとの業務実態を把握した上で、業務の集約化・効率化を図る。

(中期計画)

業務量が比較的少ない支所について業務を近隣の支所や主管支所と一体的に行うなど業務の集約化を図りつつ、主管支所及び支所ごとの業務実態に対応した職員配置とします。

(年度計画)

顧客ニーズに対応した業務体制の構築のため、
管理体制のスリム化
支所業務のあり方、合理化
により、業務実態に対応した職員配置を順次実施します。

年度計画における目標設定の考え方

平成19年度は、業務の繁忙状況や地域特性等を勘案し、利用者サービスの確保の観点を踏まえつつ、支所の職員配置を見直し、一層効率的な業務体制の構築を図ることとした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

1) 平成19年度における取組み

平成19年度においては、顧客ニーズに対応した業務体制の構築を図るため、管理体制のスリム化として管理職の配置に係る見直しを進め、平成18年度末比で7.7%の削減を行った。

| | |
|----------|-----------|
| ・平成18年度末 | 194人 |
| ・平成19年度末 | 179人(15人) |
| 削減率 | 7.7% |

本部・主管支所・支所が役割分担をしながら全体として効率的な業務運営を行うようにするため、主管支所に被害者援護業務及び企画・安全マネジメント業務を主務とするマネージャーを置くなどブロック機関としての機能を強化するとともに支所においては業務実態に対応した職員配置とし、業務に応じた組織の見直しを実施した。

2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

次年度は、引き続き、業務の集約化や効率化により、主管支所及び支所ごとの業務実態に応じた職員配置を行うとともに、管理職員の配置の見直しを進め、組織運営の効率化を図る。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(2) 人材の活用

(中期目標)

業務に必要な職員を確保するとともに、職員の能力開発を促進し、組織の一層の活性化を図る。

(中期計画)

業務に必要な職員を確保するとともに、産業カウンセラー等の資格を取得した職員の積極的な活用、事業環境の変化に対応した経験者採用や人事交流、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。

(年度計画)

機構が、事故防止、被害者援護の分野で中核的な機能を果たすための組織を構築するため、産業カウンセラー等の資格を取得した職員の積極的な活用、事業環境の変化に対応した経験者採用や人事交流、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。

事故防止業務や被害者援護業務の質の向上を図るため、研修の充実を図り、職員の資質の向上及び育成を行います。

年度計画における目標設定の考え方

組織の活性化を図るため、平成19年度は産業カウンセラー等の資格取得者について、全国的に適正に配置し、職員の活用を積極的に図ることとした。

新たな事業展開に対応するため、専門的知見を有する者や即戦力となる経験者等を確保し、職員の資質向上を図る。

平成19年度より機構全職員を対象に能力・実績評価を実施することから、より適正な評価を行うとともに、職員が意欲をもってその能力を発揮し、機構職員としての使命を積極的に果たせる環境作りを推進する。

研修の充実を図り、職員の資質向上を図る。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

1) 平成19年度における取組み

平成19年度においては産業カウンセラーの資格取得者11名を新たに加え、全国的に適性診断業務に従事する職員について、110人の有資格者を配置するなど、資格を取得した職員の積極的な活用を図った。

専門的知見を有する者1名(トラック運送事業に精通した者)、情報システム等工学系の者2名を採用し、人材の有効活用を図った。

勤務評価制度の実施

- ・平成19年6月：本部職員に対し実績評価を実施し、評価結果を6月期勤勉手当に反映
- ・平成19年11月：全職員に対し能力・実績評価を実施し、評価結果を12月期勤勉手当に反映
- ・平成20年1月：定期昇給に際し、上記評価結果を反映

上記のほか、平成19年勤務評価に関するアンケートを実施した。

【勤務評価記録書】

能力評価（スタッフ用）

〔第1号様式〕スタッフ用

勤務評価記録書（能力評価）

| 所屬 職名 | 氏名 | 平成 年 月 日 | | 第1次評価者 | 年 月 日 |
|--|-------------------------------------|----------|------|--|----------------|
| | | 1次評価 | 2次評価 | 第2次評価者 | 印 |
| 評価種類 | 着 眼 点 | 1次評価 | 2次評価 | 相 対 評 価 | |
| 企業 能力 | 理解・分析 ・業務の目的・課題を把握している | | | 1次評価者対象人数 ()人 | 2次評価者対象人数 ()人 |
| | 変革・創造 ・業務の課題を具体的に整理している | | | 1次評価 [] | 2次評価 [] |
| 実 行 力 | 知識・情報 ・職務を遂行する上で基本となる知識・情報を有している | | | 評 価 者 の 前 置 (第1次評価者) (第2次評価者) | |
| | 計画性 ・業務遂行の段階を整理し、計画を立てて実行している | | | | |
| | 熟慮 ・担当業務を責任をもってねばり強く遂行している | | | | |
| チ ーム ワ ーク 等 の 能 力 | 自己開始 ・種々の仕事の質を高めている | | | | |
| | 相手の理解 ・話を聞き、相手の状況、求めていることを把握している | | | | |
| 表 現 力 | 相手を好意で与える対応をしている | | | 特別評価 <input type="checkbox"/> 1. 試用期間中の職員 <input type="checkbox"/> 2. その他 <input type="checkbox"/> | |
| | 機密でわかりやすい文書を書いている | | | (評価理由) (意見) | |
| チ ーム ワ ーク の 能 力 | 集団の中で規律やルールを守っている | | | 実 施 者 の 記 載 事 項 | |
| | グループの中で自分の役割を認識し、他のメンバーと協力して行動している | | | 【特記事項】 | |
| 総合評価（絶対評価） | | | | この記録書を確認する 年 月 日 実施者 印 | |

実績評価（全職員用）

〔第2号様式〕全職員用

勤務評価記録書（実績評価）①

| 所屬 職名 | 氏名 | 平成 年 月 日 | | 第1次評価者 | 年 月 日 |
|--|-------------------------------------|----------|------|--|----------------|
| | | 1次評価 | 2次評価 | 第2次評価者 | 印 |
| 評価種類 | 着 眼 点 | 1次評価 | 2次評価 | 相 対 評 価 | |
| 企業 能力 | 理解・分析 ・業務の目的・課題を把握している | | | 1次評価者対象人数 ()人 | 2次評価者対象人数 ()人 |
| | 変革・創造 ・業務の課題を具体的に整理している | | | 1次評価 [] | 2次評価 [] |
| 実 行 力 | 知識・情報 ・職務を遂行する上で基本となる知識・情報を有している | | | 評 価 者 の 前 置 (第1次評価者) (第2次評価者) | |
| | 計画性 ・業務遂行の段階を整理し、計画を立てて実行している | | | | |
| | 熟慮 ・担当業務を責任をもってねばり強く遂行している | | | | |
| チ ーム ワ ーク 等 の 能 力 | 自己開始 ・種々の仕事の質を高めている | | | | |
| | 相手の理解 ・話を聞き、相手の状況、求めていることを把握している | | | | |
| 表 現 力 | 相手を好意で与える対応をしている | | | 特別評価 <input type="checkbox"/> 1. 試用期間中の職員 <input type="checkbox"/> 2. その他 <input type="checkbox"/> | |
| | 機密でわかりやすい文書を書いている | | | (評価理由) (意見) | |
| チ ーム ワ ーク の 能 力 | 集団の中で規律やルールを守っている | | | 実 施 者 の 記 載 事 項 | |
| | グループの中で自分の役割を認識し、他のメンバーと協力して行動している | | | 【特記事項】 | |
| 総合評価（絶対評価） | | | | この記録書を確認する 年 月 日 実施者 印 | |

平成19年勤務評価に関するアンケート調査結果

平成19年勤務評価についてアンケート調査を実施した。その結果、勤務評価が初年度だった地方組織では、実施上、評価者と被評価者双方に不慣れな点が見られたものの、制度全体としては、職員の意欲向上や上司と部下とのコミュニケーションを円滑化する上で効果が見込まれるとの認識が確認された。また、実施2年目となる本部の評価者からは、評価手法等に対する意見が出された。

〔主な回答内容〕

- ・ 業務に取り組む姿勢が明確になり、士気高揚につながるとともに、上司と部下とのコミュニケーションが図られ、良好な関係ができた。
- ・ 評価制度を浸透、維持させるためには、上司が部下との信頼関係を築き、何でも相談できる風通しのよい職場環境とすることが大切。
- ・ 実績評価における目標設定が数値目標になりがち。成果がでない場合でもその努力過程を評価する仕組みが必要ではないか。
- ・ 管理者を評価する場合、管理者として組織にどれだけ寄与したかといった点も考慮して評価してはどうか。

各研修制度の実施

(1) 指導講習業務における講師の育成強化

- ・ 指導講習業務のうち、「自動車運転者の適性管理に関すること」や「事件事例の分析に基づく自動車事故防止に関するグループ討議」等について講義することができる第 種指導講習講師として、6人を育成した。
- ・ 指導講習業務のうち、第 種指導講習講師が行うことができる講義に加えて、「自動車事故に係る生理的及び心理的な要因に関すること」や「事件事例の分析に基づく運行管理上の要因の発見及び事故防止対策の立案に関すること」等について講義することができる第 種指導講習講師として、19人を育成した。

(2) 適性診断業務のカウンセリング技術の向上強化

- ・ 研修カリキュラムを検討し、19年度は新たに能力開発技法の1つである「KJ法」を取り入れるなど研修カリキュラムの充実を図り、特定適性診断員指導主任者25人に対して教育訓練研修を実施した。
マニュアルに当てはめて解決することの難しい“正解のない”問題を解決するための実務的な技法
- ・ 初任診断や適齢診断などにおいてカウンセリングを実施することができる特定適性診断員を育成する特定適性診断員研修を実施し、12人を特定適性診断員として指名した。
- ・ 特定適性診断員105人に対して、特定適性診断員教育訓練研修を実施し、適性診断技能の資質向上を図った。
- ・ 特定適性診断員の資質向上のために同診断員を指導することができる特定適性診断員指導主任者資格者を育成する特定適性診断員指導主任者資格者研修を実施し、5人を特定適性診断員指導主任者資格者として指名した。

(3) 安全マネジメント業務の展開に向けた対応

- ・ 平成19年度から実施した安全マネジメント業務を担当する82人に対して、安全マネジメント担当者研修を実施し、安全マネジメントに関する最新の情報知識の習得及び技能向上を図った。

(4) 被害者援護業務の質的向上に向けた取組み

- ・ 主管支所マネージャー会議（被害者援護担当）及び被害者援護業務会議（全支所の被害者援護業務担当）を開催し、被害者援護に関する最新の情報知識の習得及び資質の向上を図った。
- ・ 階層別研修に係るカリキュラムの一環として、療護センターにおける意見交換を実施するなど、被害者の視点に立った業務を目指した取組みを行った。

2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

次年度は、引き続き、産業カウンセラー等の資格を取得した職員の積極的な活用、事業環境の変化に対応した経験者採用や人事交流、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用及び研修の充実による職員の資質向上により人材の有効活用を図る。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(3) 業務の運営の効率化

指導講習業務・適性診断業務

(中期目標)

IT化等を通じた業務の効率化による経費の削減と受講者・受診者数の拡大等を図るとともに、義務講習・義務診断の受益者による実費の全額負担を目指しつつ、今中期目標期間における自己収入比率については、最後の事業年度において50%以上とする。

(中期計画)

ア ITの活用等により指導講習・適性診断の業務の効率化を図ります。

(年度計画)

ア 運行管理者等指導講習手帳のICカード化に向けてのシステム構築を行い、一部支所において試験導入を行います。

また、効果的に適性診断業務を推進するため、省力化の検討及びITを活用した新適性診断システムの開発を行います。

年度計画における目標設定の考え方

指導講習開催時における運行管理者等指導講習手帳への受講証明、受講履歴の登録等の事務作業には、多くの時間、労力を要していることから、運行管理者等指導講習手帳のICカード化に向けたシステムの構築を行い、指導講習業務の効率化を図ることとした。

また、適性診断業務においては、従来の機器に比して小型・軽量化、導入コストの低減を図りつつ、インターネット通信網を利用しデータ回収等を実施することを可能とする新適性診断システムの開発を行い、省力化を図ることとし、効率的に適性診断業務を推進することとした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

1) 平成19年度における取組み

運行管理者等指導講習手帳のICカード化に向けて、ICカード及びカード情報読み取り・書き込み機器の調査を実施した結果、現行の講習手帳の発行と比較しても効率化が図れないこと、また、カード作成時における多大な業務負担及び導入に当たり経費負担を考慮する必要があることから、費用対効果を踏まえてICカード化以外の手法も含めて改めて業務の効率化について、検討することとした。

新適性診断システムの開発に向けて、開発業者を選定、システム設計書に基づきプログラムのコーディング作業を終了した。

2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- ・ 指導講習業務における業務の効率化、経費の節減及び受講者利便を図るために、講習総合システムの改善も含めたITの活用について、引き続き、検討することとしている。
- ・ 平成20年度においては、新適性診断システムの運用を開始し、効率的な適性診断業務を推進することとしている。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報
 新適性診断システムと現行の適性診断との比較



(中期目標)

IT化等を通じた業務の効率化による経費の削減と受講者・受診者数の拡大等を図るとともに、義務講習・義務診断の受益者による実費の全額負担を目指しつつ、今中期目標期間における自己収入比率については、最後の事業年度において50%以上とする。

(中期計画)

イ 業務の効率化による経費の削減を図るとともに、次のとおり指導講習・適性診断の種類ごとに取組みを行うこと等により、受講者・受診者数の拡大を図ります。

指導講習

| | |
|------|---|
| 基礎講習 | 運行管理者試験の受験資格等を取得しようとする者のほか、安全管理業務に従事する者等に対して積極的なPR活動を行い、受講者数を中期目標期間の最終年度までに850人(前中期目標期間の実績(3年間)の平均比4%)以上増加させます。 |
| 一般講習 | 地方運輸局等との連携強化により、運行管理者の受講漏れをなくすようにします。また、運行管理者を補助する者等に受講を勧めます。 |
| 特別講習 | 地方運輸局等との連携強化により、重大事故等を惹起した営業所の運行管理者の受講漏れをなくすようにします。 |

適性診断

| | |
|--------------|---|
| 一般診断 特別診断 | 貸出自動適性診断機器の活用等によりいつでも診断ができるという受診者の利便性の向上を図り、あらゆる機会をとらえ、積極的にPRを行い、受診者数を中期目標期間の最終年度までに11,300人(前中期目標期間の実績(3年間)の平均比5%)以上増加させます。 |
| 初任診断 適齢診断 | 地方運輸局等との連携強化により、運転者として新たに雇用された者及び65歳以上の者の受診漏れをなくすようにします。 |
| 特定診断 | 地方運輸局等との連携強化により、重大事故惹起者の受講漏れをなくすようにします。 |

また、受講者・受診者数の状況や業務に要する経費の状況を踏まえ、受講者・受診者の適切な費用負担の水準について検討します。

以上の措置を講ずること等により、自己収入比率について、中期目標期間の最終年度までに50%以上に引き上げます。

(年度計画)

イ トップセールス等により事故防止に関する機構の取り組み等のPRを促進し、受講者、受診者の拡大を図ります。また、一般講習、特別講習、初任・適齢・特定診断について、運輸局等との連携を強化し、受講漏れ、受診漏れをなくすようにします。

以上の措置を講ずることにより、自己収入比率(平成19年度)について41%以上に引き上げます。

年度計画における目標設定の考え方

トップセールス等によるPRの促進・強化を図り、受講者・受診者の拡大を目指すとともに、運輸局等との連携を強化し、一般講習、特別講習、初任・適齢・特定診断の受講漏れ、受診漏れをなくす。

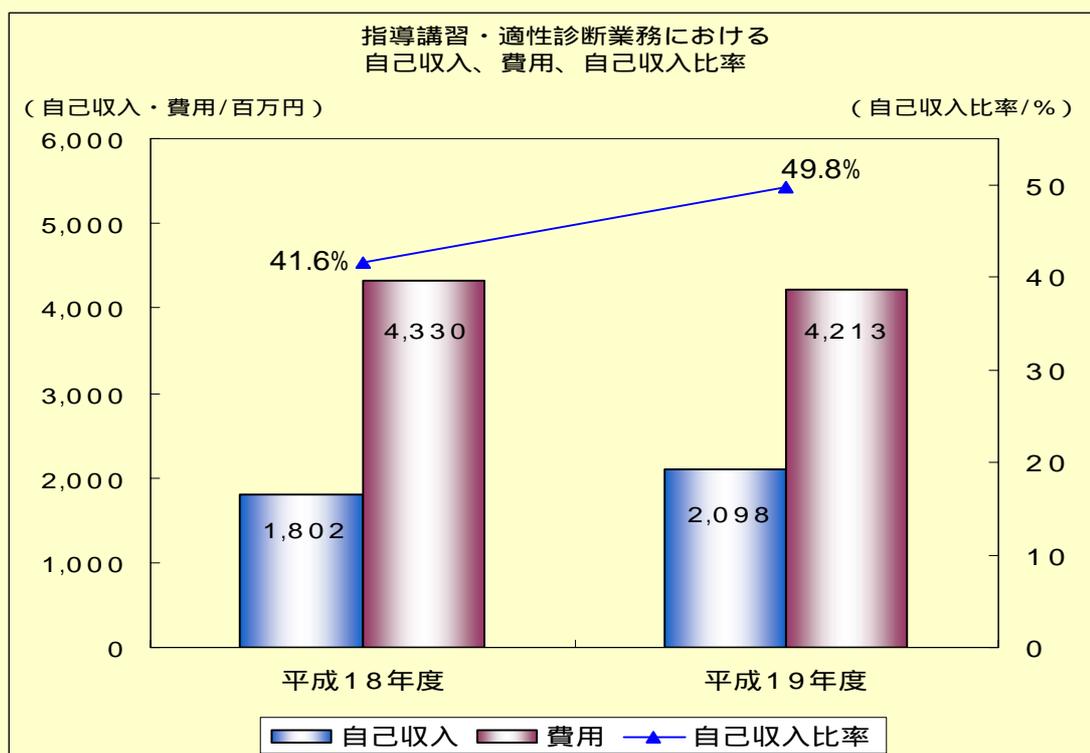
実績値

1) 平成19年度における取組み

トップセールス等によるPR、受講・受診の促進等の結果、指導講習受講者は、前年度より16,687人(対前年度比115%)増加し、128,204人となり、適性診断受診者は、27,555人(対前年度比107%)増加し、435,463人となった。

地方運輸局等との連絡協議会等を開催し連携の強化に努め、受講漏れ・受診漏れ対策を実施した。

19年度は、トップセールス等の取組み及び講習全体の受講者数の伸び等によって、収入の増加が図られたことにより、自己収入比率が49.8%(指導講習50.2%、適性診断49.6%)となり、前年度に比較して8.2%向上した。



2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

各主管、支所において、自己収入比率向上のための数値目標を設定するとともに、その目標達成のための施策を実行することにより、自己収入比率の向上を図る。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

療護施設の設置・運営

(中期目標)

ア 質の高い治療・看護を適正なコストで実施するため、医療に対する外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。

(中期計画)

ア 医療水準・コスト水準等に関しタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

(年度計画)

ア 医療水準・コスト水準等に関しタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

年度計画における目標設定の考え方

医療水準・コスト水準等に関しタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表することとした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

1) 平成19年度における取組み

平成19年度の実績値について、タスクフォースによる外部評価を実施し、その結果をホームページで公表した。

タスクフォースによる外部評価結果

(1) 運営経費の節減に対する取組み

運営経費(委託費)については、入院患者増に伴い89百万円の収入増等があり、一方建物管理業務等の外部委託業務費の節減等により40百万円の経費削減を行っており、18年度に引き続き収支改善に努めていることが認められるが、17年度更新した東北、岡山のMRIの保守料及び18年度新設した千葉のPETの運営に係る維持費の新規計上により58百万円の増のほか入院患者増等に伴う経費増を含め、全体で144百万円支出が増加したことにより、19年度の運営経費は18年度より15百万円増加し、0.6%上回った。

療護センターは遷延性意識障害者に対する治療及び看護を行う特殊性から一般病院とは異なるものの、今後とも、外部委託費の縮減及び外部受託検査による増収等の運営経費の節減に向けた方策を引き続き実施して、業務運営の効率的実施に取組む必要がある。

なお、独立行政法人整理合理化計画(19年12月閣議決定)において、自動車事故対策機構について講ずべき措置とされた「警備・清掃等の施設管理業務については、平成20年度から、一般競争入札を導入する。」ことについて、早急に円滑な導入を図る必要がある。

(2) サービス水準の向上に対する取組み

遷延性意識障害者の治療・看護機会を医学的観点からの公平な確保とその拡充を図るため、脱却の可能性の高い人を優先入院させるとともに、入院期間を平成19年4月から「概ね3年以内」とするとともに、北海道と九州での一般病院への委託による療護施設機能病床16床の開設が行われ、

患者の適切な治療・看護が行われているが、今後も引き続き患者の適切な治療・看護を行うとともに、委託病床の倍増を行い治療・看護機会の拡充を図る必要がある。

なお、入院患者の改善度について、統一した評価基準を策定し、それによる評価を実施することとされたことにより、従来の「脱却」という改善度だけでなく、よりきめ細かな改善状況を療護センター全体に於いて把握、評価することができ、療護センター等の今後の治療・看護水準の向上が期待できる。

また、最新医療機器の導入・活用、患者家族への支援、地域医療への貢献等によりサービス水準の向上が図られており、これにより脱却患者数を年度計画で達成目標とされている15人を大幅に上回る27人とするなど増加傾向に推移している等、一定の効果は認められることから、今後も引き続き、療護センターの成果を在宅介護者・一般病院等に幅広く提供すること等サービス水準の向上に向けた取組みを着実に実施していく必要がある。

さらに、広報活動については、17年度に制作した広報ビデオを活用し、事業者や事業者団体等に対し、あらゆる機会での上映をトップセールス等により働きかける等の積極的な取組みが認められたが、今後は、新たな広報ツールの作成等も考慮し、効率的、効果的に広報活動を引き続き実施していく必要がある。

2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

引き続き、医療水準・コスト水準等に関しタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

イ 自己収入の増加の観点から、療護施設が保有する高度先進医療機器を有効活用し、外部検査を積極的に受け入れる。

(中期計画)

イ 療護施設が保有する高度先進医療機器の利用促進を図るため、地域医療機関との連携を図り、中期目標期間の年度毎に11,000件以上の外部検査を受託します。

(年度計画)

イ 療護施設が保有する高度先進医療機器の利用促進を図るため、地域医療機関との連携を図り、年間11,000件以上の外部検査を受託します。

年度計画における目標値設定の考え方

地域医療機関との連携を図り、年間11,000件以上の高度先進医療機器の検査を受託することとした。

実績値

1) 平成19年度における取組み

各療護センターにおいては、地域医療への貢献として、MRI、PET等高度先進医療機器を活用した外部検査の受入に努め、12,551件(対前年度比19件、0.2%増)の外部検査を受託し、1億6,500万円の収入を得た。

高度先進医療機器の外部検査件数

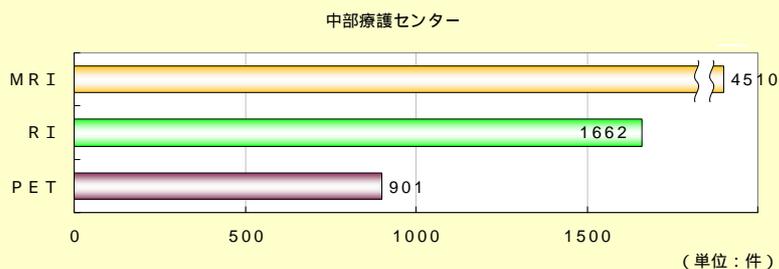
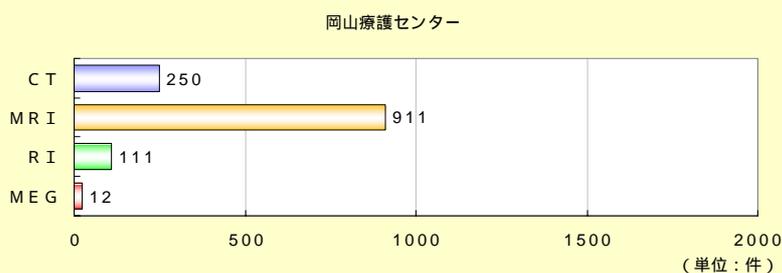
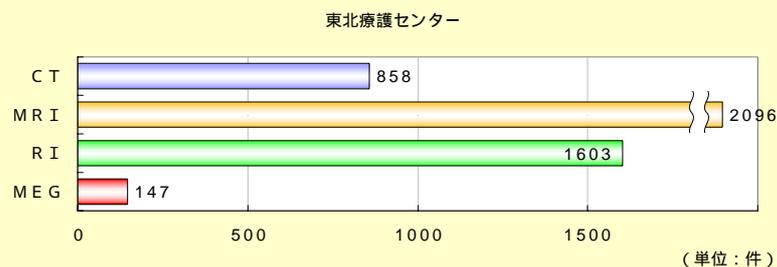
| 年 度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|----------|---------|---------|
| 外部検査件数 | 12,532件 | 12,551件 |
| (参考)検査収入 | 181百万円 | 165百万円 |

2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

引き続き、療護施設が保有する高度先進医療機器の利用促進を図るため、地域医療機関との連携を図り、年間11,000件以上の外部検査を受託する。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の「平成18年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」において、「療護センターごとの医療機器の活用状況、当該機器の必要性も含め厳格な評価を行うべきである」と国土交通省評価委員会に対し指摘があったことを受け、療護センターごとの医療機器の活用実績について把握するとともに、機器の有効活用を図る観点から、特に実績の上がらない機器について、有効活用の推進を各療護センターに要請した。



交通遺児等への生活資金の貸付

(中期目標)

ア 業務運営等の見直しにより、債権回収率90%以上を確保しつつ、更なるコスト削減を図る。

(中期計画)

ア 債権回収経費等のコスト要因を分析するとともに、その結果を踏まえた業務運営等の見直しにより、更なるコスト削減を図ります。

(年度計画)

ア 債権回収経費等のコスト要因分析を行うため、業務内容及び経費の実態等を把握します。

年度計画における目標設定の考え方

中期計画に基づき、統一的な債権回収を実施するため、債権回収マニュアルを活用することとした。

債権回収経費については、債権回収マニュアルの活用による業務の効率化を進め、段階的に目標値を達成することとし、平成20年度末においては、平成18年度比で20%程度に相当する額を削減することとし、下表のとおり削減率を見込んだ。

年間回収経費の削減率(計画)

| 年 度 | 19年度 | 20年度 |
|-------|------|------|
| 削 減 率 | 8.1% | 20% |

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

1) 平成19年度における取組み

債権回収経費

(単位:千円)

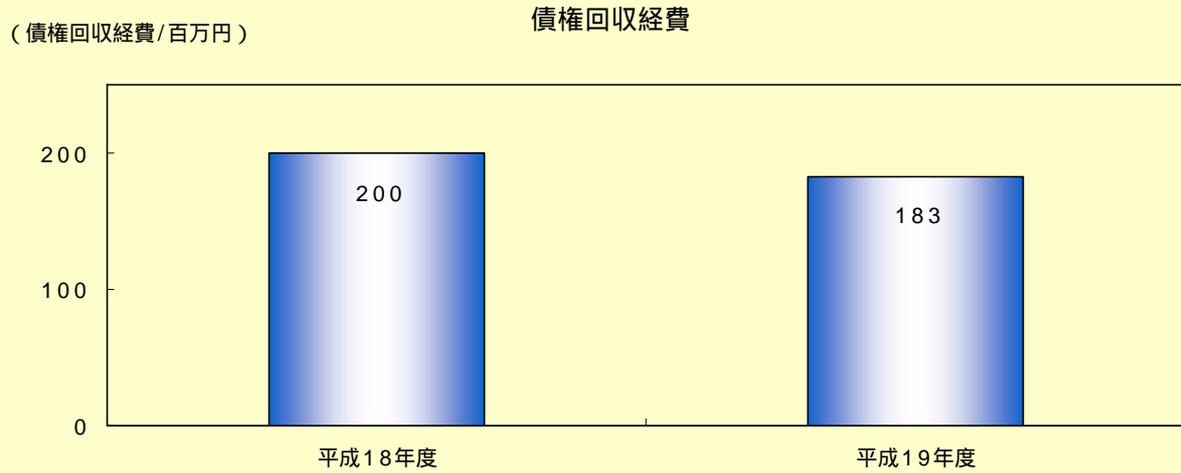
| | 平成18年度 | 平成19年度 |
|----------|---------|---------|
| 債権保全旅費 | 3,881 | 2,846 |
| 返還通知事務費 | 14,327 | 12,596 |
| 自動口座振替経費 | 8,130 | 8,029 |
| 嘱託費 | 173,319 | 159,995 |
| 合計 | 199,657 | 183,466 |

債権回収の経費等に係るコスト要因については、債権回収のための訪問折衝等の旅費、債権者に対する通知等の事務費、返還金の自動口座引落のための経費及び事故対策事業推進員の嘱託費などであり、いずれもが、債権回収業務に必要な不可欠なものである。

平成19年度は、事故対策事業推進員の主管支所への集約化に加え、債権回収業務の効率化を図ることにより、対前年度比8.1%の経費を削減した。

債権回収経費の削減実績

事故対策事業推進員の主管支所への集約化に加え、債権回収経費の効率化を図ることにより、対前年度比8.1%の経費を削減した。



2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

次年度においても引き続き業務の効率化を推進し、債権回収経費を平成18年度末比20%に相当する額を削減します。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

ア 業務運営等の見直しにより、債権回収率90%以上を確保しつつ、更なるコスト削減を図る。

(中期計画)

イ 債権管理規程等に基づき、効果的な債権回収を行うことにより、中期目標期間の年度毎に回収率90%以上を確保します。

(年度計画)

イ 債権管理規程等に基づき、効果的な債権回収を行うことにより、回収率90%以上を確保します。

年度計画における目標設定の考え方

中期計画に基づき、債権管理規程の管理方法、債権管理マニュアルの活用により効果的な管理を行い、債権回収率を毎年度末に90%以上確保することとした。

実績値

1) 平成19年度における取組み

債権回収率の実績

債権回収率

| 回収予定額 (A) ¹ | 回収額 (B) ² | 回収率 (B ÷ A) |
|------------------------|----------------------|-------------|
| 20,441万円 | 18,604百万円 | 91.0% |

¹ 「回収予定額」とは、返済期限が到来した債権の総額(請求総額)

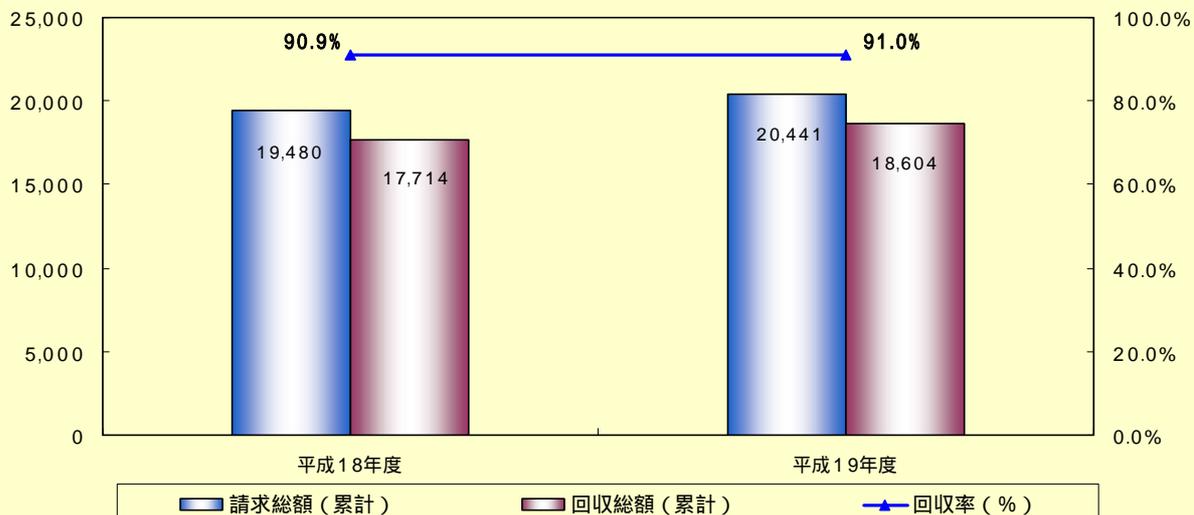
² 「回収額」とは、回収予定額のうち回収した総額

「回収予定額」及び「回収額」には、認可法人時に発生した金額が含まれている

請求総額、回収総額、債権回収率

(請求総額・回収総額 / 百万円)

(回収率)



効果的、効率的な債権回収の取組み

(1) 債権管理規程に基づく効果的な債権管理の実施

債権管理規程に基づき、債権の適正な管理を図る目的から、状況に応じて債権を分類し、それぞれの管理方法に従い管理した。

(2) 債権回収マニュアルの活用

債権の効率的な回収を図るため、延滞等の問題が生じ又は生じる可能性のある債権について調査・把握することとし、状況に応じた回収方策を講じることとしている。個別債権の状況に応じて、統一的な債権回収の実施方法を示した債権回収マニュアルを活用し、効率的な回収を実施した。

また、平成19年11月に担当職員会議を開催し、債権回収マニュアル等の徹底を図った。

2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

引き続き、債権管理規程等に基づき、効果的な債権回収を行うことにより、回収率90%を以上を確保する。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

イ 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示について、適切に実施する。

(中期計画)

ウ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表します。

(年度計画)

ウ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表します。

年度計画における目標設定の考え方

中期計画と同様の目標とした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

1) 平成19年度における取組み

債権管理委員会において、貸付債権の評価について審議し、下表のとおり評価した。

貸付債権の評価

| 債権の区分 | 債権残額 | 評価率 | 評価額 |
|---------|-----------|-------|-----------|
| 一般債権 | 8,424百万円 | 99.6% | 8,391百万円 |
| 貸倒懸念債権 | 4,874百万円 | 55.2% | 2,690百万円 |
| 破産更生債権等 | 385百万円 | 0% | 0 |
| 合計 | 13,683百万円 | 81.0% | 11,081百万円 |

貸付債権の適正な管理を図る目的から、債権管理上は独立行政法人会計基準に基づく上記区分よりさらに細分化して管理

貸付債権の評価に基づき、適正な引当金を計上し、その結果についてホームページで公表した。

貸倒引当金

| 債権の区分 | 債権残額 | 引当率 | 貸倒引当金 |
|---------|-----------|--------|----------|
| 一般債権 | 8,424百万円 | 0.4% | 34百万円 |
| 貸倒懸念債権 | 4,874百万円 | 44.8% | 2,183百万円 |
| 破産更生債権等 | 385百万円 | 100.0% | 385百万円 |
| 合計 | 13,683百万円 | 19.0% | 2,602百万円 |

2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

次年度においても引き続き債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表する。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

債権残額の推移

債権残額の推移（債権区分別）

（単位：百万円）

| | 一般債権 | 貸倒懸念債権 | 破産更生債権等 | 合計 | + | + / | 増減 |
|----------|--------|--------|---------|--------|-------|-------|------|
| 平成 17 年度 | 10,220 | 4,497 | 406 | 15,123 | 4,903 | 32.4% | 3.4% |
| 平成 18 年度 | 9,347 | 4,675 | 388 | 14,410 | 5,063 | 35.1% | 2.7% |
| 平成 19 年度 | 8,424 | 4,874 | 385 | 13,683 | 5,259 | 38.4% | 3.3% |

貸倒懸念債権、破産更生債権等の増加要因

生活資金貸付は、生活保護、所得税の非課税など生活困窮家庭の者に対する貸付であることから、最近の社会、経済情勢の影響等により債務がすべて滞りなく返済されているとはいえない状況にある。

平成 19 年度において、一般債権から不良債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）に分類換えとなった 274 件について、その理由が判明しているものは 149 件となっており、内訳としては「パート・アルバイト」24 件、「無職・失業」18 件など安定した雇用が確保できないため返還金を滞納しているものが 80 件、「病気」16 件、「多重債務」11 件などの理由により返還金を滞納しているものが 54 件、「連帯保証人の死亡・破産」により分類換えとなったものが 15 件である。その他は不在や回答無しのため滞納理由が不明なものが 125 件となっている。

貸倒懸念債権、破産更生債権等の解消に向けた取組み

不良債権が増加している実態に鑑み、平成 20 年度において全主管支所に被害者援護担当マネージャーを配置し、債権管理体制の拡充を図ることとしている。

また、併せて滞納の初期段階において早期の督促を行うなど、個別の債権の状況に応じた統一的な取り扱いである「債権回収マニュアル」の一層の徹底を図ることにより、債権回収実績の向上を図ることとしている。

業務全般

(中期目標)

ア 業務運営の効率化を図ることにより、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成18年度比で15%程度に相当する額を削減するとともに、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成18年度比で10%程度に相当する額を削減する。

(中期計画)

ア 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成18年度比で15%程度に相当する額を削減します。

イ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成18年度比で10%程度に相当する額を削減します。

(年度計画)

ア 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、平成18年度比で7%程度に相当する額を削減します。

イ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、平成18年度比で7%程度に相当する額を削減します。

年度計画における目標値設定の考え方

一般管理費及び業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。以下「特殊要因等を除く」という。）について、中期計画予算の「運営費交付金の算定ルール」（P.92参照）における一般管理費及び業務経費の効率化係数（0.93/年）に基づき、対前年度予算の7%程度に相当する額の削減目標を設定することとした。

一般管理費・業務経費（特殊要因等を除く）年度別削減計画

| 年 度 | 一般管理費 | 業務経費 |
|--------|-------------|-------------|
| 平成19年度 | 対前年度予算の7%削減 | 対前年度予算の7%削減 |
| 平成20年度 | 対前年度予算の2%削減 | 対前年度予算の1%削減 |
| 平成21年度 | 対前年度予算の2%削減 | 対前年度予算の1%削減 |
| 平成22年度 | 対前年度予算の2%削減 | 対前年度予算の1%削減 |
| 平成23年度 | 対前年度予算の2%削減 | 対前年度予算の1%削減 |

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

1) 平成19年度における取組み(実績値)

(1) 一般管理費(特殊要因等を除く)の削減実績

平成19年度は、業務運営の効率化を推進すると共に、経費削減方策(参考参照)に基づき経費削減に積極的に取組み、年度計画(前年度予算に対し7%程度削減)を上回る経費削減(10.0%)を達成

一般管理費(特殊要因等を除く)の平成19年度削減目標額と削減実績額

| 削減目標額 | | 削減実績額 | | 対前年度予算比 | | |
|--------|----------|-----------|---------|---------|--------|--------|
| 29百万円 | | 41百万円 | | 10.0% | | |
| 削減目標額 | 29百万円 = | 削減実績額 | 41百万円 = | 対前年度予算比 | 10.0% | |
| 前年度予算額 | 411百万円 × | 平成19年度決算額 | 370百万円 | = | 削減実績額 | 41百万 ÷ |
| 削減目標率 | 7% | 前年度予算額 | 411百万円 | | 前年度予算額 | 411百万円 |

(参考)

平成19年度一般管理費(人件費を除く)予算・決算額

(単位:百万円)

| 区分 | 基準(平成18年度予算額)(A) | 平成19年度 | | 比較増減額 | |
|---------|------------------|--------|--------|---------|---------|
| | | 予算額(B) | 決算額(C) | (B)-(A) | (C)-(A) |
| 効率化対象経費 | 411 | 382 | 370 | 29 | 41 |
| 特殊要因等経費 | 776 | 788 | 797 | 11 | 21 |
| 合計 | 1,187 | 1,170 | 1,167 | 17 | 20 |

1 特殊要因等経費 ... 公租公課、事務所等借料

2 特殊要因等経費の平成19年度決算額が予算額を上回った理由 ... 手数料収入の増加に伴う消費税及び地方消費税の増加(+11百万円)

(2) 業務経費（特殊要因等を除く）の削減実績

平成19年度は、業務運営の効率化を推進すると共に、経費削減方策（参考参照）に基づき経費削減に積極的に取組み、年度計画（前年度予算に対し 7%程度削減）を上回る経費削減（13.4%）を達成

なお、平成19年度削減実績額のうち171百万円は、療護センターの運営経費について、入院率（平均93%）に応じて削減した経費（看護師等の人件費等）の額であり、この額を除いた削減実績額は、563百万円（対前年度予算比 10.2%）となっている。

業務経費（特殊要因等を除く）の平成19年度削減目標額と削減実績額

| 削減目標額 | 削減実績額 | |
|--|---|--|
| | 対前年度予算比 | |
| 404百万円 | 734百万円 | |
| | 13.4% | |
| 削減目標額 404百万円 = 前年度予算額 5,496百万円 × 削減目標率 7.35% | 削減実績額 734百万円 = 平成19年度決算額 4,762百万円 前年度予算額 5,496百万円 | 対前年度予算比 13.4% = 削減実績額 734百万円 ÷ 前年度予算額 5,496百万円 |

(参考)

平成19年度業務経費予算・決算額

(単位：百万円)

| 区分 | 基準（平成18年度予算額）(A) | 平成19年度 | | 比較増減額 | |
|---------|------------------|--------|--------|---------|---------|
| | | 予算額(B) | 決算額(C) | (B)-(A) | (C)-(A) |
| 効率化対象経費 | 5,496 | 5,092 | 4,762 | 404 | 734 |
| 特殊要因等経費 | - | 177 | 119 | 177 | 119 |
| 合計 | 5,496 | 5,269 | 4,881 | 227 | 615 |

特殊要因等経費 ... 「一般病院への委託経費」、「安全マネジメント支援経費」、「交通事故被害者ホットライン経費」

(参 考)

経 費 削 減 方 策

1 . 経費削減の基本方策

年度毎の削減目標を達成するために、役職員全員に対してコスト意識の徹底をこれまで以上に図ると共に、次のような削減方策を実施

既定経費の徹底した見直し
一般競争入札の推進
予定価格の適正な設定
随意契約の適正な運用
少額随意契約対象案件についても見積合わせによる競争的手法の実施徹底
電話料料金の割引制度の活用
事務用品の一括購入の推進
出張旅費の効率化（割引航空運賃制度等の活用）
内部監査における随意契約の重点的監査
節約キャンペーンの実施 等

2 . 個別方策

【印刷物、用紙関係】

- ・ 印刷物全般について、紙ベースでのものが必要かを検証し、できるだけ電子媒体化（ペーパーレス化）を図る。
- ・ 紙ベースのものが必要な場合は、両面・縮小コピー、プリントとする。
- ・ 内部広報誌等については、紙媒体での提供手段を見直し、サイボウズガルーンへの掲載を行う。
- ・ 回覧、周知文書はサイボウズガルーン、電子メール等を使用し、紙を使わない。
- ・ 印刷物については、作成部数の検討を厳格に行い、余剰在庫が発生しないようにする。

【定期購読物等】

- ・ 定期購読物等については、共同利用や必要性の徹底した見直しにより対象や部数を削減する。
- ・ 法令検索情報システム等の活用により加除式法令集の購入を取りやめる。

【物品等の調達】

- ・ 物品等の調達にあたっては、過剰な仕様となっていないかの見直しを行う。
- ・ ボールペン、蛍光ペンは替芯式やインク補充式を使用する。
- ・ 使用済みハードファイルの再使用

【光熱水料の削減】

- ・ 休憩時間等の節電（昼休み時の消灯、残業時の不在スペースの消灯等）
- ・ 冷暖房の適正温度の徹底（冷房28度、暖房20度）
- ・ O A 機器等については、未使用時にはこまめに電源スイッチをオフにする。
- ・ 機構車運行の際のエコドライブ励行（不要なアイドリング防止、タイヤ空気圧の点検等）
- ・ 節水

【電子メール等の利用】

- ・ 外部との連絡は、できる限り電子メールを使用する。やむをえず、ファクシミリを使用するときは、送り状と用件を1枚で済ませるようにする。

【出張旅費の削減】

- ・ 宿泊パック等割引制度の積極的活用
- ・ 航空機を利用する際には、原則として割引航空運賃を活用

2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

次年度（平成20年度）については、一般管理費及び業務経費（特殊要因等を除く。）について、中期計画予算の「運営費交付金の算定ルール」（P.92参照）における効率化係数（一般管理費0.98/年、業務経費0.99/年）に基づき、一般管理費については対前年度予算の2%程度、業務経費については対前年度予算の1%程度に相当する額の削減目標を設定することとした。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

（中期目標）

イ 業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、一般競争入札の推進や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図る。

（中期計画）

ウ 契約に関しては、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、一般競争入札の推進や契約方法の見直し、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。

（年度計画）

ウ 契約に関しては、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、一般競争入札の推進や契約方法の見直し、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。

年度計画における目標値設定の考え方

契約に関しては、中期計画に基づき、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、一般競争入札の推進や契約方法の見直し、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ることとした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

1) 平成19年度における取組み（実績値）

一般競争入札の推進及び契約方法の見直し

少額随意契約の限度額引下げ等により一般競争入札を推進するとともに、総合評価落札方式、企画競争の拡充を図った。

| 区 分 | | 平成18年度実績 | | 平成19年度実績 | |
|---------|------------|----------|--------|----------|--------|
| | | 件数 | 金額(億円) | 件数 | 金額(億円) |
| 一般競争入札等 | 一般競争入札 | 35 | 11.8 | 49 | 10.5 |
| | うち総合評価入札方式 | 1 | 8.2 | 4 | 4.2 |
| | 企画競争等 | 14 | 1.4 | 17 | 1.4 |
| 随意契約 | | 143 | 36.9 | 111 | 34.1 |
| 合 計 | | 192 | 50.1 | 177 | 46.0 |

（注）上記件数及び金額には、少額随意契約限度額を超えるものを対象としている。

情報公開の充実

- ・ ホームページに掲載している入札結果、随意契約に係る情報の公表対象範囲を拡充し、情報公開の充実を図った。
- ・ 入札公告の掲示方法について、平成19年10月からホームページに掲載し、情報公開の充実を図った。

総合評価落札方式のガイドラインの策定

- ・ 総合評価落札方式の一層の推進を図るため、同方式を導入する場合の手続き等について、基本的な事項を「総合評価落札方式のガイドライン」として策定した。

2) 中期計画達成に向けた次年度以降の見直し

次年度(平成20年度)については、契約に関し国における見直しの取組(「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。))等を踏まえるとともに、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)を受けて策定した随意契約の見直し計画(平成19年12月)に基づき、一般競争入札や契約方法の見直しをより一層推進すると共に、情報公開の更なる充実により、競争性及び透明性の確保を図る。

また、療養センターの警備・清掃等の施設管理業務について、一般競争入札を導入する。

【参考】随意契約見直し計画について(平成19年12月策定)(抄)

平成18年度において締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約が真にやむを得ないものを除き、遅くとも平成20年度から一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

| 区 分 | 平成18年度実績 | | 見直し後 | |
|----------------------------------|---------------|----------------|---------------|----------------|
| | 件数 | 金額(億円) | 件数 | 金額(億円) |
| 事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。) | / | | (9%) 14 | (4%) 1.7 |
| 一般競争入札等 | | | (22%) 35 | (18%) 7.0 |
| 競争入札 | (9%) 14 | (4%) 1.4 | (20%) 32 | (14%) 5.2 |
| 企画競争等 | | | | |
| 随意契約 | (91%) 147 | (96%) 36.9 | (50%) 80 | (64%) 24.4 |
| 合 計 | (100%) 161 | (100%) 38.3 | (100%) 161 | (100%) 38.3 |

(注1) 平成18年度実績及び見直し後の件数については、随意契約によらざるを得ないとしていたものについて、その一部の業務について見直した結果、競争入札への移行が可能となったことから、1つの契約であったものを2つの契約に分割して計上したものを含む

(注2) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注3) 見直し後実績には19年度既実施分を含む

(注4) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報